

労働基準監督署の是正指導強化により 司法処分4割減！

Contents

【統計速報】

司法処分件数 4 割減の 65 件に - 東京労働局 -
所定外労働時間が 7 年ぶりの減少
(H20 毎月勤労統計調査)

【お知らせ】

労災保険料率・介護保険料率が変更になります

【準備はできていますか？監督署の調査対応マニュアル】

1 労働基準監督官がやってきた！？

統計速報

司法処分件数が 4 割減の 65 件に！

東京労働局の発表によると、平成 20 年における司法処理状況は、送検件数が平成 19 年の 104 件を大幅に下回る 65 件となっております。特に、時間外割増賃金の不払いなど労働基準法関係が 6 割近く減少しています。

司法処分件数が減少した理由としては、以前にも増して是正指導を強化した結果、送検前に改善されるケースが増えたためと同労働局はみております。一方、労働安全衛生法違反では建設業の労災かくしが多発した結果、最近 5 年間で最多の 7 件となっております。

所定外労働時間が 7 年ぶりの減少！現金給与総額は 2 年ぶりの増加！！

厚生労働省が発表した、「毎月勤労統計 平成 20 年分結果確報」によると、平成 20 年の 1 人平均月間総実労働時間は、規模 5 人以上で前年比 0.9%減の 149.3 時間となっており、このうち所定内労働時間は 0.8%減の 138.6 時間、所定外労働時間は 2.7%減の 10.7 時間となっております。月間の時間数を 12 倍した年間総実労働時間数は 1,792 時間となり、厚生労働省が目標としていた 1,800 時間を初めて達成した結果となりました。

また、賃金について、1 人平均月間現金給与総額は、規模 5 人以上で、前年比 0.4%増の 331,300 円となっており、このうちきまって支給する給与は、0.4%増の 270,511 円となっております。所定内給与は、0.5%増の 251,068 円、所定外給与は 1.5%減の 19,443 円となっております。

上記の数値は、平成 20 年の結果となっておりますが、昨年 10 月以降の世界的経済不況により、3 月 2 日に発表された平成 21 年 1 月の毎月勤労統計調査（速報値）によりますと、前年同月比で現金支給総額、所定内給与、所定外給与がそれぞれ減少しております。

Social Insurance Consulting Firm EOS
Firm News Vol.3 Mar.09

お知らせ

労災保険料率、介護保険料率が変更になります！

平成 21 年 4 月 1 日より労災保険料率が、平成 21 年 3 月 1 日より介護保険料率がそれぞれ変更となります。

労災保険料率につきましては、「その他の各種事業」が、「1000分の4.5」から「1000分の3」へ引き下げられるのをはじめとして、53業種中38業種で保険料率が引き下げられます。

また、協会けんぽにおける介護保険料率につきましては、現在の「1.13%」から「1.19%」へ改訂されることとなりました（なお、健康保険組合に加入されておられる事業所様につきましては、健康保険組合または弊社へご確認ください。）。

（なお、雇用保険料につきましても、平成21年4月より保険料率の引き下げが予定されております（国会にて審議中）。）

準備はできていますか？

監督署の調査対応マニュアル

1 労働基準監督官がやって来た！？

統計速報にありましたとおり、東京労働局管内における司法処分件数が前年と比較し4割減少致しました。この要因と致しましては、「是正指導を強化したため」とされておりますが、実際の是正指導を含む労働基準監督署への対応について、ご説明させていただきたいと思っております。

まず、今回は労働基準監督官が会社へやって来たが、会社としては何も心当たりがない、なぜ、労働基準監督官が会社へきたのか！？ということについて説明させていただきます。この労働基準監督官が会社の調査にやってくる行為を、『監督』といいます。この監督には、大きく 定期監督と 申告監督というものがあり、 定期監督は、各監督署において無作為に抽出された企業に対し、法違反の事実がないか等を確認するものであるのに対し、 申告監督は、労働者から法違反の事実が労働基準監督署に申告された場合に行われるものであります。

これらの監督が実施される多くの場合、担当の労働基準監督官より連絡が入り日程調整を行うこととなります。この監督は、行政指導として行われるものですので、必ずしも監督署から言われた日程に合わせる必要はありませんし、どのような内容について監督に来るのかということを確認しておく、会社としても事前の対応が可能となります。また、労働基準監督官は単なる行政官としての対応だけではなく、特別司法警察員として、警察官と同様に犯罪捜査を行う権限を持っております。さらに、実際の現場においては各労働基準監督官によって監督の内容や法解釈に多少の差が見られますので、監督の際には、労務に関する専門的知識を持った方が共に立ち会うことが望ましいと思われれます。

労働基準監督署の調査対応、人事・労務に関する制度設計・トラブル解決、
就業規則等に関するご相談および本紙に関するお問合せ等は、下記までご連絡ください。

社会保険労務士法人 EOS

東京都港区赤坂 3-3-3 住友生命赤坂ビル 4 階

TEL:03-6230-4539 FAX:03-3583-9111

<http://www.eosi.co.jp/>

Social Insurance Consulting Firm EOS

Firm News Vol.3-2

~ We are always at your side ~